

「審査事務規程」(平成14年7月1日検査法人規程第11号)改正新旧対照表

平成17年2月22日施行

新	旧
<p><b>1 - 3 用語の定義</b>  この規程における用語の定義は、法第2条に定めるもののほか、次に定めるところによる。  ~22 (略)</p> <p>23 「指定自動車等」とは、法第75条第1項の規定により型式について指定を受けた自動車、施行規則第62条の3第1項の規定により認定を受けた自動車及び次の自動車をいう。  ア 「自動車型式認証実施要領について(依命通達)」(平成10年11月12日付け自審第1252号。以下「自動車型式認証実施要領」という。)別添2の新型自動車取扱要領に基づく新型届出による取扱いを受ける自動車  イ (略)</p> <p>24 「並行輸入自動車」とは、本邦に輸入された自動車のうち、指定自動車等以外のものをいう。</p> <p>25 「三輪自動車」とは、3個の車輪を備える自動車であって、26のいずれかに該当するもの以外のものをいう。</p> <p>26 (略)</p> <p>27 「車両中心線」とは、直進姿勢にある自動車を平たんな面に置いたときの次に掲げる直線とする。  ア、イ (略)</p> <p>ウ 二輪自動車及び側車付二輪自動車(26イに規定する側車付二輪自動車を除く。)にあっては、前後車輪(側車付二輪自動車の側車輪を除く。)のタイヤ接地部中心点を通る直線</p> <p>エ 26イに規定する側車付二輪自動車にあっては、前車輪のタイヤ接地部中心点を通り、かつ、後車輪を含む鉛直面に垂直な直線</p> <p>オ (略)</p> <p>28~30 (略)</p> <p>31 「四輪以上の自動車」とは、4個以上の車輪を備える自動車であって、26アに該当するもの以外のものをいう。</p> <p>32~37 (略)</p> <p>38 「車両識別番号(VIN)」とは、ISO規格(ISO 3779)等に基づき個々の車両を識別する目的で、ローマ字又は数字を組み合わせて表示する17桁の番号をいう。</p> <p><b>1 - 4 燃料の規格</b>  この規程の燃料の性状又は燃料に含まれる物質と密接な関係を有する技術基準は、次表の燃料の種類欄に掲げる燃料であって、燃料の性状又は燃料に含まれる物質の数量の欄に掲げる規格に適合するものが使用される場合に自動車又は原動機付自転車の安</p>	<p><b>1 - 3 用語の定義</b>  この規程における用語の定義は、法第2条に定めるもののほか、次に定めるところによる。  ~22 (略)</p> <p>23 「指定自動車等」とは、法第75条第1項の規定により型式について指定を受けた自動車、施行規則第62条の3第1項の規定により認定を受けた自動車及び次の自動車をいう。  ア 「自動車型式認証実施要領について(依命通達)」(平成10年11月12日付け自審第1252号。以下「自動車型式認証実施要領」という。)別添2の新型自動車等取扱要領に基づく新型届出による取扱いを受ける自動車  イ (略)</p> <p>24 「三輪自動車」とは、3個の車輪を備える自動車であって、25のいずれかに該当するもの以外のものをいう。</p> <p>25 (略)</p> <p>26 「車両中心線」とは、直進姿勢にある自動車を平たんな面に置いたときの次に掲げる直線とする。  ア、イ (略)</p> <p>ウ 二輪自動車及び側車付二輪自動車(25イに規定する側車付二輪自動車を除く。)にあっては、前後車輪(側車付二輪自動車の側車輪を除く。)のタイヤ接地部中心点を通る直線</p> <p>エ 25イに規定する側車付二輪自動車にあっては、前車輪のタイヤ接地部中心点を通り、かつ、後車輪を含む鉛直面に垂直な直線</p> <p>オ (略)</p> <p>27~29 (略)</p> <p>30 「四輪以上の自動車」とは、4個以上の車輪を備える自動車であって、25アに該当するもの以外のものをいう。</p> <p>31~36 (略)</p> <p><b>1 - 4 燃料の規格</b>  この規程の燃料の性状又は燃料に含まれる物質と密接な関係を有する技術基準は、次表の燃料の種類欄に掲げる燃料であって、燃料の性状又は燃料に含まれる物質の数量の欄に掲げる規格に適合するものが使用される場合に自動車又は原動機付自転車の安</p>

全性の確保及び公害の防止が図られるよう定めるものである。

燃料の種類	燃料の性状又は燃料に含まれる物質の数量
ガソリン	鉛が検出されないこと。
	硫黄が質量比 0.005%以下
	ベンゼンが容量比 1%以下
	メチルターシャリーブチルエーテルが容量比 7%以下
	メタノールが検出されないこと。
	エタノールが容量比 3%以下
	酸素分が質量比 1.3%以下
	灯油の混入率が容量比 4%以下
	実在ガムが 100ml 当たり 5mg 以下
	セタン指数が 45 以上
軽油	90%留出温度が 360 以下
	硫黄が質量比 0.005%以下
	セタン指数が 45 以上

備考

1～5 (略)

## 2-5 製作年月日

自動車の製作年月日は、次のとおりとする。

(略)

に規定する自動車以外の自動車については、原則として、初めての検査に係る申請書の提出年月日。ただし、次の各号のいずれかに該当する自動車にあっては、それぞれ当該各号に掲げる製作年月日、発行年月日等とする。この場合において、複数の製作年月日となる場合は、そのうちの最も古い年月日とする。

ア 自動車型式認証実施要領別添 2 新型自動車取扱要領により国土交通大臣から審査結果及び資料が送付された自動車（以下 2-5 において「新型自動車」という。）と同一のもの（新型自動車と異なる荷台等の架装を行ったものを除く。）であって、自動車製作者の証明により当該自動車の製作日が明らかとなるものにあつては、当該証明書に係る製作年月日

イ (略)

ウ 輸入自動車にあっては、自動車通関証明書（自動車の車台又は原動機のみを輸入したものを除く。）に記載された輸入許可年月日（輸入許可年月日の記載がないものは自動車通関証明書の発行年月日）

エ (略)

オ 輸入自動車であつて、次に掲げる証明書により当該自動車の製作年、製作年月又は製作日が明らかとなるものにあつては、当該証明書に係る製作年若しくは製作年月の末日又は製作日

(ア) (略)

(イ)～(エ) (略)

全性の確保及び公害の防止が図られるよう定めるものである。

燃料の種類	燃料の性状又は燃料に含まれる物質の数量
ガソリン	鉛が検出されないこと
	硫黄が質量比 0.01%以下
	ベンゼンが容量比 1%以下
	メチルターシャリーブチルエーテルが容量比 7%以下
	メタノールが検出されないこと。
	エタノールが容量比 3%以下
	酸素分が質量比 1.3%以下
	灯油の混入率が容量比 4%以下
	実在ガムが 100ml 当たり 5mg 以下
	セタン指数が 45 以上
軽油	90%留出温度が 360 以下
	硫黄が質量比 0.05%以下（硫黄が質量比 0.005%以下の軽油を使用することを前提に製作された自動車にあっては、0.005%以下）
	セタン指数が 45 以上

備考

1～5 (略)

## 2-5 製作年月日

自動車の製作年月日は、次のとおりとする。

(略)

に規定する自動車以外の自動車については、原則として、初めての検査に係る申請書の提出年月日。ただし、次の各号のいずれかに該当する自動車にあっては、それぞれ当該各号に掲げる製作年月日、発行年月日等とする。この場合において、複数の製作年月日となる場合は、そのうちの最も古い年月日とする。

ア 自動車型式認証実施要領別添 2 新型自動車等取扱要領により国土交通大臣から審査結果及び資料が送付された自動車（以下「新型自動車」という。）と同一のもの（新型自動車と異なる荷台等の架装を行ったものを除く。）であつて、自動車製作者の証明により当該自動車の製作日が明らかとなるものにあつては、当該証明書に係る製作年月日

イ (略)

ウ 輸入自動車にあっては、自動車通関証明書の発行年月日

エ (略)

オ 輸入自動車であつて、次に掲げる証明書により当該自動車の製作年、製作年月又は製作日が明らかとなるものにあつては、当該証明書に係る製作年若しくは製作年月の末日又は製作年月日

(ア) (略)

(イ)～(エ) (略)

カ (略)

キ 輸入自動車であって、米国連邦自動車安全基準 (FMVSS) 又はカナダ自動車安全基準 (CMVSS) に適合している旨のラベルにより製作年月が表示されているものにあつては、当該表示に係る製作年月の末日

ク 輸入自動車であつて、自動車製作者が付与した車台番号又は車両識別番号 (VIN) により当該製作年が明らかとなるものにあつては、その製作年の末日

ケ 昭和 47 年以前に製作されたことが外観及び自動車製作者が付与した製作番号等から明らかな輸入自動車であつて、自動車製作者等の資料により製作年を特定することができるものにあつては、その製作年の末日

## 2 - 11 書面の提示等

### 2 - 11 - 3 新型届出資料

自動車型式認証実施要領別添 2 新型自動車取扱要領により国土交通大臣から審査結果及び資料の送付された自動車の新規検査及び予備検査は、これらの資料を参考として審査するものとする。この場合において、書面等その他適切な方法により審査する項目については、これらの資料と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、基準に適合しているものとして取り扱う。

## 2 - 13 並行輸入自動車

(1) 並行輸入自動車の新規検査又は予備検査 (法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。以下 2 - 13 において「新規検査等」という。) の審査は、この規程の定めるところによるほか、別添 2 「並行輸入自動車審査要領」により実施するものとする。

(2) 並行輸入自動車の新規検査等の申請を行おうとする者 (以下 2 - 13 において「届出者」という。) は、新規検査等に先立って新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある検査部検査課又は事務所の長 (以下 2 - 13 において「事務所長等」という。) に対し、別添 2 「並行輸入自動車審査要領」に定めるところにより、届出書及び添付資料を提出するものとする。

(3) 届出者は、(2) の届出書及び添付資料の取下げを行う場合には、届出書及び添付資料を提出した事務所長等に対し、別添 2 「並行輸入自動車審査要領」に定めるところにより取下願出書を提出するものとする。

(4) 並行輸入自動車の新規検査等に係る審査は、(2) の届出書及び添付資料の書面審査が新規検査等の前日までに終了したものについて実施するものとする。

(5) 書面審査が新規検査等の前日までに終了していない並行輸入自動車の新規検査等の審査依頼があった場合には、受検者に対し審査できない旨を口頭で通告する。

### 3 - 3 - 4 車名欄及び型式欄

検査票 2 の車名欄及び型式欄は、次により記載するものとする。

自動車型式認証実施要領別添 2 新型自動車取扱要領により通知された型式の自動車は通達された車名及び型式

カ (略)

キ 輸入自動車であつて、米国連邦自動車安全基準に適合している旨のラベルにより製作年月が表示されているものにあつては、当該表示に係る製作年月の末日

ク 輸入自動車であつて、自動車製作者が付与した車台番号又は車両識別番号により当該製作年が明らかとなるものにあつては、その製作年の末日

## 2 - 11 書面の提示等

### 2 - 11 - 3 新型届出資料

自動車型式認証実施要領別添 2 新型自動車等取扱要領により国土交通大臣から審査結果及び資料の送付された自動車の新規検査及び予備検査は、これらの資料を参考として審査するものとする。この場合において、書面等その他適切な方法により審査する項目については、これらの資料と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、基準に適合しているものとして取り扱う。

## 2 - 13 並行輸入自動車

外国等において製作された自動車であつて本邦に輸入された自動車のうち、指定自動車等以外の自動車 (以下「並行輸入自動車」という。) の審査は、この規程の定めるところによるほか、別添 2 「並行輸入自動車審査要領」により実施するものとする。

### 3 - 3 - 4 車名欄及び型式欄

検査票 2 の車名欄及び型式欄は、次により記載するものとする。

自動車型式認証実施要領別添 2 新型自動車等取扱要領により通知された型式の自動車は通達された車名及び型式

～ (略)

別添2「並行輸入自動車審査要領」に基づき提出された資料を参考に検査された自動車であって、同要領でいう指定自動車等と同一又は類似として判断した自動車にあっては、その指定自動車等の車名及び型式(型式については、指定自動車等の排出ガス識別記号を除き、型式の前後に「-」を付すものとする。)

(略)

### 3 - 3 9 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄

(1)～(7) (略)

(8) 分割不可能な単体物品を輸送することに関する基準緩和認定(以下「単体物品基準緩和認定」という。)を受けた被牽引自動車であって、緩和項目が保安基準第4条(車両総重量)又は同第4条及び第4条の2(軸重等)に限られるものについては、から までによるものとし、それぞれ次の例により記載する。

～ (略)

(9)～(11) (略)

### 3 - 3 11 長さ欄、幅欄及び高さ欄

(1) 検査票2の長さ欄、幅欄及び高さ欄は、4 - 2 - 1(2)又は5 - 2 - 1(2)により計測した数値(脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、3 - 3 - 9(7)の状態で計測した数値とする。)を記載するものとする。

ただし、セミトレーラの長さにあっては、当該セミトレーラの最も前方及び後方の部分について4 - 2 - 1(2) 又は5 - 2 - 1(2) の規定に基づき測定した数値を記載するものとする。また、4 - 2 - 1(2) 又は5 - 2 - 1(2) の規定に基づき測定を行った場合であって、自動車の最も前方及び後方に当たる部分が自動車登録番号標、車両番号標又は字光式自動車登録番号標用照明用具等番号標に係る部品であるときは、当該部分を除いた状態で4 - 2 - 1(2) 又は5 - 2 - 1(2) の規定に基づき測定した数値を記載するものとする。

(2) (略)

### 3 - 3 - 15 備考欄

(1) 検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により検査票2の備考欄に記載する。また、その他必要な事項についても必要に応じて記載する。

～ (略)

別添2「並行輸入自動車審査要領」に基づき提出された資料を参考に検査された自動車であって、同要領でいう届出車と同一又は関連有りとして判断した自動車にあっては、その届出車の車名及び型式(型式については、届出車の排出ガス識別記号を除き、型式の前後に「-」を付すものとする。)ただし、届出車と関連ありと判断した自動車であって、原動機の型式が異なる場合でその届出車の型式が原動機の識別記号を含んでいる場合には、当該識別記号を搭載されている原動機の識別記号に置き換えて記載する。

(略)

### 3 - 3 9 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄

(1)～(7) (略)

(8) 分割不可能な単体物品を輸送することに関する基準緩和認定(以下「単体物品基準緩和認定」という。)を受けた被牽引自動車であって、緩和項目が保安基準第4条(車両総重量)又は同第4条及び第4条の2(軸重等)に限られるものについては、から によるものとし、それぞれ次の例により記載する。

～ (略)

(9)～(11) (略)

### 3 - 3 11 長さ欄、幅欄及び高さ欄

(1) 検査票2の長さ欄、幅欄及び高さ欄は、4 - 2 - 1(2)又は5 - 2 - 1(2)により計測した数値(脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、3 - 3 - 9(7)の状態で計測した数値とする。)を記載するものとする。

ただし、セミトレーラの長さにあっては、当該セミトレーラの最も前方及び後方の部分について4 - 2 - 1(2) 又は5 - 2 - 1(2) の規定に基づき測定した数値を記載するものとする。また、4 - 2 - 1(2) 又は5 - 2 - 1(2) の規定に基づき測定を行った場合であって、自動車の最も前方及び後方に当たる部分が自動車登録番号標、車両番号標又は字光式自動車登録番号標用証明用具等番号標に係る部品であるときは、当該部分を除いた状態で4 - 2 - 1(2) 又は5 - 2 - 1(2) の規定に基づき測定した数値を記載するものとする。

(2) (略)

### 3 - 3 - 15 備考欄

(1) 検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により検査票2の備考欄に記載する。また、その他必要な事項についても必要に応じて記載する。

記載を要する自動車	記載事項	記載例
15. 並行輸入自動車	適用する保安基準の判定年月日又は製作年月日 原動機型式打刻位置  原動機の最高出力時の回転数	保安基準適用年月日又は製作年月日 平成 12 年 4 月 1 日 原動機型式打刻位置 シリンダブロック上面左側前部 原動機最高出力時回転数 9,000rpm
15 - 1 .並行輸入自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車に適用される排出ガス規制に適合したもの (2) 二輪自動車又は側車付二輪自動車に適用される排出ガス規制に適合したもの (3) 別添 1「改造自動車審査要領」3.(1)から(9)までに該当する改造により、装置が変更されているもの (4) 二輪自動車又は側車付二輪自動車であって、後輪にばねその他の緩衝装置を備えていないもの	規制の対象となる排出ガス規制の適合年  規制の対象となる排出ガス規制の適合年  変更された装置名  後輪にばねその他の緩衝装置を備えていない旨	12 年排出ガス規制適合  11 年排ガス適合  変更内容 緩衝装置  後輪 緩衝装置なし

### 3 - 4 - 5 保留

2 - 3 (1)、2 - 7 及び 2 - 13(5)の規定に基づき、受検者に対し審査できない旨通告した場合並びに 2 - 1 (4)に規定する事項が反復又は継続して行われ適正な審査を実施できない場合には、その理由又は 2 - 3 (1)の該当する番号のいずれかを検査票 1 又は検査票 2 の備考欄に記載し、審査結果通知書の審査保留欄に押印等を行い、審査依頼元に通知する。

なお、審査保留欄が無い場合は、審査結果通知欄近くの余白に審査保留と記載し、その上に押印等を行う。

記載を要する自動車	記載事項	記載例
15 .並行輸入自動車等であって、製作年月を初度登録年月で判定することが困難なもの	排出ガス規制の適合年又は製作年月	53 年度排出ガス規制適合 製作年月 平成 7 年 10 月

### 3 - 4 - 5 保留

2 - 3 (1)及び 2 - 7 の規定に基づき受検者に対し審査できない旨通告した場合並びに 2 - 1 (4)に規定する事項が反復又は継続して行われ適正な審査を実施できない場合には、その理由又は 2 - 3 (1)の該当する番号のいずれかを検査票 1 又は検査票 2 の備考欄に記載し、審査結果通知書の審査保留欄に押印等を行い、審査依頼元に通知する。

なお、審査保留欄が無い場合は、審査結果通知欄近くの余白に審査保留と記載し、その上に押印等を行う。

#### 4 - 16 乗用車の制動装置

##### 4 - 16 - 4 適用関係の整理

(1)、(2) (略)

(3) 平成 16 年 1 月 1 日以降に製作された自動車であって次に掲げるものについては、4 - 16 - 7 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第 9 条第 6 項関係)

(略)

平成 15 年 12 月 31 日までに自動車型式認証実施要領別添 2 の新型自動車取扱要領に基づく新型届出(以下「新型届出」という。)による取扱いを受けた自動車

~ (略)

#### 4 - 20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置

##### 4 - 20 - 17 従前規定の適用

牽引自動車と 4 - 19 - 4 (4) 及び に掲げる被牽引自動車とを連結した場合又は牽引自動車であって次に掲げる自動車であるもの(三輪自動車を除く。)と被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 10 条第 2 項第 8 号関係)

、 (略)

平成 7 年 12 月 31 日(輸入された自動車にあつては平成 11 年 3 月 31 日)以前に製作された 4 - 16 の自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有するもの及び輸入された自動車以外の自動車であって平成 6 年 4 月 1 日以降に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けたものを除く。)

、 (略)

##### 4 - 20 - 19 - 1 性能要件(視認等による審査)

(1)~(3) (略)

(4) 牽引自動車(最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)及び被牽引自動車(車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車並びに 4 - 19 - 9 - 1 (2) 及び に掲げる被牽引自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、4 - 18 - 14 - 2 - 2 及び 4 - 18 - 14 - 2 - 3 の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 4 号関係)

(5)~(7) (略)

#### 4 - 26 車枠及び車体

##### 4 - 26 - 7 - 1 性能要件

(1)、(2) (略)

(3) 次に掲げるものは、(2)の「他の交通の安全を妨げるおそれのあるもの」とされないものとする。

#### 4 - 16 乗用車の制動装置

##### 4 - 16 - 4 適用関係の整理

(1)、(2) (略)

(3) 平成 16 年 1 月 1 日以降に製作された自動車であって次に掲げるものについては、4 - 16 - 7 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第 9 条第 6 項関係)

(略)

平成 15 年 12 月 31 日までに自動車型式認証実施要領別添 2 の新型自動車等取扱要領に基づく新型届出(以下「新型届出」という。)による取扱いを受けた自動車

~ (略)

#### 4 - 20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置

##### 4 - 20 - 17 従前規定の適用

牽引自動車と 4 - 19 - 4 (4) 及び に掲げる被牽引自動車とを連結した場合又は牽引自動車であって次に掲げる自動車であるもの(三輪自動車を除く。)と被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 10 条第 2 項第 8 号関係)

、 (略)

平成 7 年 12 月 31 日(輸入された自動車にあつては平成 11 年 3 月 31 日)以前に製作された 4 - 16 の自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有及び輸入された自動車以外の自動車であって平成 6 年 4 月 1 日以降に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けたものを除く。)

、 (略)

##### 4 - 20 - 19 - 1 性能要件(視認等による審査)

(1)~(3) (略)

(4) 牽引自動車(最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)及び被牽引自動車(車両総重量 750kg キログラム以下の被牽引自動車並びに 4 - 19 - 9 - 1 (2) 及び に掲げる被牽引自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、4 - 18 - 14 - 2 - 2 及び 4 - 18 - 14 - 2 - 3 の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 4 号関係)

(5)~(7) (略)

#### 4 - 26 車枠及び車体

##### 4 - 26 - 7 - 1 性能要件

(1)、(2) (略)

(3) 次に掲げるものは、(2)の「他の交通の安全を妨げるおそれのあるもの」とされないものとする。

、 (略)

専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車、貨物の運送の用に供する車両総重量 2.8 t 以下の自動車に備えるエア・スポイラ(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものを除く。)であって、次の規定に適合するもの

ア～オ (略)

～ (略)

(4)～(7) (略)

#### 4 - 36 座席ベルト等

##### 4 - 36 - 2 性能要件(書面等による審査)

(1)～(3) (略)

(4) 指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の座席ベルト又は JIS D 4604「自動車用シートベルト」若しくはこれと同程度以上の規格に適合した座席ベルトであって、所定の性能を保持し、及び装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、(3)の基準に適合するものとする。(細目告示第 108 条第 6 項関係)

#### 4 - 42 乗降口

##### 4 - 42 - 11 - 2 性能要件

(1) (略)

(2) 旅客自動車運送事業用自動車及び乗車定員 11 人以上の自動車(緊急自動車及び幼児専用車を除く。)の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。乗降口の有効幅は、600mm 以上であること。

乗降口の有効高さは、1,600mm(4 - 40 - 1(3)の規定により通路の有効高さを 1,200mm とすることができる自動車にあつては、1,200mm)以上であること。

(参考図) (略)

～ (略)

(3)、(4) (略)

#### 4 - 47 窓ガラス貼付物等

##### 4 - 47 - 5 - 1 性能要件

(1) (略)

(2) 次に掲げる範囲は、(1)の「側面ガラス(運転者席より後方の部分を除く。)」とされないものとする。

(略)

側面ガラスのうち、運転者席に備えられている頭部後傾抑止装置の前縁(運転者席に頭部後傾抑止装置が備えられていない自動車にあつては、運転者席に備えられている背あて上部の前縁、運転者席に頭部後傾抑止装置及び背あてが備えられていない自動車にあつては、通常の運転姿勢にある運転者の頭部の後端)を含み、かつ、車両中心線に直交する鉛直面より後方の部分。この場合において、スライド機構等

、 (略)

専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車、貨物の運送の用に供する車両総重量 2.8 t 以下の自動車に備えるエア・スポイラに備えるエア・スポイラ(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものを除く。)であって、次の規定に適合するもの

ア～オ (略)

～ (略)

(4)～(7) (略)

#### 4 - 36 座席ベルト等

##### 4 - 36 - 2 性能要件(書面等による審査)

(1)～(3) (略)

(4) 指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の座席ベルト又は JIS D 4604「自動車用シートベルト」若しくはこれと同程度以上の規格に適合した座席ベルトであって、所定の性能を保持し、及び装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第 108 条第 6 項関係)

#### 4 - 42 乗降口

##### 4 - 42 - 11 - 2 性能要件

(1) (略)

(2) 旅客自動車運送事業用自動車及び乗車定員 11 人以上の自動車(緊急自動車及び幼児専用車を除く。)の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。乗降口の有効幅は、600mm 以上であること。

乗降口の有効高さは、1,600mm(4 - 34 - 1(3)の規定により通路の有効高さを 1,200mm とすることができる自動車にあつては、1,200mm)以上であること。

(参考図) (略)

～ (略)

(3)、(4) (略)

#### 4 - 47 窓ガラス貼付物等

##### 4 - 47 - 5 - 1 性能要件

(1) (略)

(2) 次に掲げる範囲は、(1)の「側面ガラス(運転者席より後方の部分を除く。)」とされないものとする。

(略)

側面ガラスのうち、運転者席に備えられている頭部後傾抑止装置の前縁(運転者席に頭部後傾抑止装置が備えられていない自動車にあつては、運転者席に備えられている背あて上部の前縁、運転者席に頭部後傾抑止装置及び背あてが備えられていない自動車にあつては、通常の運転姿勢にある運転者の頭部の後端)を含み、かつ、車両中心線に直交する鉛直面より後方の部分。この場合において、スライド機構等

を有する運転者席にあっては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあっては、背もたれを鉛直線から後方に25°の角度にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とする。

(3)～(5) (略)

#### 4 - 51 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持

##### 4 - 51 - 4 適用関係の整理

(1) (略)

(2) 及び に掲げる自動車については、4 - 45 - 6 (従前規定の適用 )の規定を適用する。

昭和50年3月31日以前に製作された自動車(昭和49年9月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定並びに道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令(平成10年運輸省令第67号)による改正前の道路運送車両法施行規則第62条の4第1項の規定によりその型式について認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車(以下「一酸化炭素等発散防止装置認定自動車」という。)を除く。)(適用関係告示第28条第1項第3号関係)

、 (略)

(3) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって次に掲げるものについては、4 - 45 - 7 (従前規定の適用 )の規定を適用する。

、 (略)

平成15年8月31日(輸入された自動車以外の自動車であって、平成14年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)以前に製作された細目告示第41条第1項第3号の表の二及び同項第4号の表の二に掲げる自動車

(4) (略)

##### 4 - 51 - 6 従前規定の適用

次の 及び に掲げる自動車については、4 - 51 - 6 (従前規定の適用 )の規定を適用する。

、 (略)

小型自動車であって、平成12年8月31日(輸入された自動車にあっては、平成13年3月31日)以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成11年10月1日以降に、法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)(適用関係告示第28条第1項第4号関係)

#### 4 - 52 ブローバイ・ガス還元装置

##### 4 - 52 - 5 従前規定の適用

次の から に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。

(略)

次に掲げる二輪自動車及び側車付二輪自動車

を有する運転者席にあっては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあっては、背もたれを鉛直線から後方に25°の角度にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とする。

(追加 理由：当該規定が抜けているため)

(3)～(5) (略)

#### 4 - 51 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持

##### 4 - 51 - 4 適用関係の整理

(1) (略)

(2) 及び に掲げる自動車については、4 - 45 - 6 (従前規定の適用 )の規定を適用する。

昭和50年3月31日以前に製作された自動車(昭和49年9月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定並びに道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令(平成10年運輸省令第67号)による改正前の道路運送車両法施行規則第62条の4第1項の規定によりその型式について認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車(以下「一酸化炭素等発散防止装置認定自動車」という。)を除く。)(適用関係告示第28条第1項第3号関係)

、 (略)

(3) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって次に掲げるものについては、4 - 45 - 7 (従前規定の適用 )の規定を適用する。

、 (略)

平成15年8月31日(輸入された自動車以外の自動車であって、平成14年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)以前に制作された細目告示第41条第1項第3号の表の二及び同項第4号の表の二に掲げる自動車

(4) (略)

##### 4 - 51 - 6 従前規定の適用

次の 及び に掲げる自動車については、4 - 51 - 6 (従前規定の適用 )の規定を適用する。

、 (略)

小型自動車であって、平成12年8月31日(輸入された自動車にあっては、平成13年3月31日)以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成11年10月1日以降に、法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)(適用関係告示第28条第1項第4号関係)

#### 4 - 52 ブローバイ・ガス還元装置

##### 4 - 52 - 5 従前規定の適用

次の から に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。

(略)

次に掲げる二輪自動車及び側車付二輪自動車



ア (略)

イ 小型自動車であって、平成 12 年 8 月 31 日(輸入されたもの)にあつては、平成 13 年 3 月 31 日)以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であつて、平成 11 年 10 月 1 日以降に、法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)

、 (略)

#### 4 - 64 前部上側端灯

##### 4 - 64 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 前部上側端灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 34 条の 2 第 3 項関係)

この場合において、前部上側端灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 46 条第 2 項関係、細目告示第 124 条第 3 項関係)

~ (略)

(2) (略)

#### 4 - 70 後部霧灯

##### 4 - 70 - 6 - 2 性能要件

(1)、(2) (略)

(3) 灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損しているものは、(1)に適合しないものとして取り扱うものとする。

#### 4 - 98 旅客自動車運送事業用自動車

##### 4 - 98 - 5 - 1 性能要件

(1)、(2) (略)

(3) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車で車掌を乗務させないで運行することを目的とするもの(被牽引自動車を除く。)は、(1)及び(2)の規定によるほか、次の基準(路線を定めて定期に運行する乗車定員 30 人以上の旅客自動車運送事業用自動車で立席定員のないもの)にあつては から までの基準、路線を定めて定期に運行する乗車定員 29 人以下の旅客自動車運送事業用自動車で立席定員のないもの)にあつては から までの基準、路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車以外のもの)にあつては、及び の基準)に適合しなければならない。

、 (略)

乗降口の扉(運転者席に近接した乗降口の扉で運転者が直接に開閉の状態を確認できるものを除く。)の開閉の状態を運転者席の運転者に表示する灯火その他の装置を備えたものであること。この場合において、運転者席前縁から 20cm の位置を含み、車両中心面に直交する鉛直面より乗降口の開口部の前縁が後方にある乗降口は、「運転者席に近接した乗降口」とされないものとし、「発車することのできない構造」の解除装置を備えた場合であつて、当該解除装置が運転者席において操作す

ア (略)

イ 小型自動車であつて、平成 12 年 8 月 31 日(輸入車されたもの)にあつては、平成 13 年 3 月 31 日)以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であつて、平成 11 年 10 月 1 日以降に、法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)

、 (略)

#### 4 - 64 前部上側端灯

##### 4 - 64 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 前部上側端灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 34 条の 2 第 3 項関係)

この場合において、前部上側端灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 9 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 46 条第 2 項関係、細目告示第 124 条第 3 項関係)

~ (略)

(2) (略)

#### 4 - 70 後部霧灯

##### 4 - 70 - 6 - 2 性能要件

(1)、(2) (略)

(3) 灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損しているものは、(1)に適合しないものとして取り扱うものとする。

#### 4 - 98 旅客自動車運送事業用自動車

##### 4 - 98 - 5 - 1 性能要件

(1)、(2) (略)

(3) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車で車掌を乗務させないで運行することを目的とするもの(被牽引自動車を除く。)は、(1)及び(2)の規定によるほか、次の基準(路線を定めて定期に運行する乗車定員 30 人以上の旅客自動車運送事業用自動車で立席定員のないもの)にあつては から までの基準、路線を定めて定期に運行する乗車定員 29 人以下の旅客自動車運送事業用自動車で立席定員のないもの)にあつては から までの基準、路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車以外のもの)にあつては、及び の基準)に適合しなければならない。

、 (略)

乗降口の扉(運転者席に近接した乗降口の扉で運転者が直接に開閉の状態を確認できるものを除く。)の開閉の状態を運転者席の運転者に表示する灯火その他の装置を備えたものであること。この場合において、運転者席前縁から 20cm の位置を含み、車両中心面に直交する鉛直面より乗降口の開口部の前縁が後方にある乗降口は、「運転者席に近接した乗降口」とされないものとし、「発射することのできない構造」の解除装置を備えた場合であつて、当該解除装置が運転者席において操作す

ることのできるものは、この基準に適合しないものとする。

～ (略)

- (4) 乗車定員 10 人以下の旅客自動車運送事業用自動車は、(1)の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。

旅客の用に供する座席の前縁とその前方の座席、隔壁等との間げきは、200mm 以上であること。この場合において、「間げき」は、座席の前縁の高さにおける座席の前縁からその前方の座席の背あての後縁、隔壁等（局所的な突出部を除く）までの最短水平距離とし、運転者席（運転者席と一体となって作動する座席又は並列な座席を含む。）がリクライニング機構を有する場合には背もたれを鉛直面から後方に 30° まで倒した状態、スライド機構を有する場合には間げきが最小となる状態とする。また、前方の座席と向かい合っている座席にあっては、400mm 以上の間げきがなければならないものとする。

(略)

#### 4 - 98 - 6 従前規定の適用

(略)

#### 4 - 98 - 6 - 1 性能要件

- (1)、(2) (略)

- (3) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車で車掌を乗務させないで運行することを目的とするもの（被牽引自動車を除く。）は、(1)及び(2)の規定によるほか、次の基準（路線を定めて定期に運行する乗車定員 30 人以上の旅客自動車運送事業用自動車で立席定員のないものにあつては から までの基準、路線を定めて定期に運行する乗車定員 29 人以下の旅客自動車運送事業用自動車で立席定員のないものにあつては から まで及び の基準、路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車以外のものにあつては、及び の基準）に適合しなければならない。

、 (略)

乗降口の扉（運転者席に近接した乗降口の扉で運転者が直接に開閉の状態を確認できるものを除く。）の開閉の状態を運転者席の運転者に表示する灯火その他の装置を備えたものであること。この場合において、運転者席前縁から 20cm の位置を含み、車両中心面に直交する鉛直面より乗降口の開口部の前縁が後方にある乗降口は、「運転者席に近接した乗降口」とされないものとし、「発射することのできない構造」の解除装置を備えた場合であつて、当該解除装置が運転者席において操作することのできるものは、この基準に適合しないものとする。

～ (略)

- (4) 乗車定員 10 人以下の旅客自動車運送事業用自動車は、(1)の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。

旅客の用に供する座席の前縁とその前方の座席、隔壁等との間げきは、200mm 以上であること。この場合において、「間げき」は、座席の前縁の高さにおける座席の前縁からその前方の座席の背あての後縁、隔壁等（局所的な突出部を除く）までの最短水平距離とし、運転者席（運転者席と一体となって作動する座席又は並列な座席を含む。）がリクライニング機構を有する場合には背もたれを鉛直面から後方

ることのできるものは、この基準に適合しないものとする。

～ (略)

- (4) 乗車定員 10 人以下の旅客自動車運送事業用自動車は、(1)の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。

旅客の用に供する座席の前縁とその前方の座席、隔壁等との間げきは、200mm 以上であること。この場合において、「間げき」は、座席の前縁の高さにおける座席の前縁からその前方の座席の背あての後縁、隔壁等（局所的な突出部を除く）までの最短水平距離とし、運転者席（運転者席と一体となって作動する座席又は並列な座席を含む。）がリクライニング機構を有する場合には背もたれを鉛直面から後方に 30° まで倒した状態、スライド機構を有する場合には間劇が最小となる状態とする。また、前方の座席と向かい合っている座席にあっては、400mm 以上の間げきがなければならないものとする。

(略)

#### 4 - 98 - 6 従前規定の適用

(略)

#### 4 - 98 - 6 - 1 性能要件

- (1)、(2) (略)

- (3) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車で車掌を乗務させないで運行することを目的とするもの（被牽引自動車を除く。）は、(1)及び(2)の規定によるほか、次の基準（路線を定めて定期に運行する乗車定員 30 人以上の旅客自動車運送事業用自動車で立席定員のないものにあつては から までの基準、路線を定めて定期に運行する乗車定員 29 人以下の旅客自動車運送事業用自動車で立席定員のないものにあつては から まで及び の基準、路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車以外のものにあつては、及び の基準）に適合しなければならない。

、 (略)

乗降口の扉（運転者席に近接した乗降口の扉で運転者が直接に開閉の状態を確認できるものを除く。）の開閉の状態を運転者席の運転者に表示する灯火その他の装置を備えたものであること。この場合において、運転者席前縁から 20cm の位置を含み、車両中心面に直交する鉛直面より乗降口の開口部の前縁が後方にある乗降口は、「運転者席に近接した乗降口」とされないものとし、「発射することのできない構造」の解除装置を備えた場合であつて、当該解除装置が運転者席において操作することのできるものは、この基準に適合しないものとする。

～ (略)

- (4) 乗車定員 10 人以下の旅客自動車運送事業用自動車は、(1)の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。

旅客の用に供する座席の前縁とその前方の座席、隔壁等との間げきは、200mm 以上であること。この場合において、「間げき」は、座席の前縁の高さにおける座席の前縁からその前方の座席の背あての後縁、隔壁等（局所的な突出部を除く）までの最短水平距離とし、運転者席（運転者席と一体となって作動する座席又は並列な座席を含む。）がリクライニング機構を有する場合には背もたれを鉛直面から後方

に30°まで倒した状態、スライド機構を有する場合には間げきが最小となる状態とする。また、前方の座席と向かい合っている座席にあっては、400mm以上の間げきがなければならないものとする。

(略)

#### 4 - 98 - 7 従前規定の適用

(略)

##### 4 - 98 - 7 - 1 性能要件

(1)、(2) (略)

(3) 乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車で車掌を乗務させないで運行することを目的とするもの(被牽引自動車を除く。)は、(1)及び(2)の規定によるほか、次の基準(路線を定めて定期に運行する乗車定員30人以上の旅客自動車運送事業用自動車で立席定員のないもの)にあっては から までの基準、路線を定めて定期に運行する乗車定員29人以下の旅客自動車運送事業用自動車で立席定員のないもの)にあっては から まで及び の基準、路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車以外のもの)にあっては、 、 及び の基準)に適合しなければならない。

(略)

乗降口の扉(運転者席に近接した乗降口の扉で運転者が直接に開閉の状態を確認できるものを除く。)を閉じた後でなければ発車することができない構造のものであり、かつ、その開閉の状態を運転者席の運転者に表示する灯火その他の装置を備えたものであること。この場合において、運転者席前縁から20cmの位置を含み、車両中心面に直交する鉛直面より乗降口の開口部の前縁が後方にある乗降口は、「運転者席に近接した乗降口」とされないものとし、「発車することのできない構造」の解除装置を備えた場合であって、当該解除装置が運転者席において操作することのできるものは、この基準に適合しないものとする。

~ (略)

(4) 乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車は、(1)の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。

旅客の用に供する座席の前縁とその前方の座席、隔壁等との間げきは、200mm以上であること。この場合において、「間げき」は、座席の前縁の高さにおける座席の前縁からその前方の座席の背あての後縁、隔壁等(局部的な突出部を除く)までの最短水平距離とし、運転者席(運転者席と一体となって作動する座席又は並列な座席を含む。)がリクライニング機構を有する場合には背もたれを鉛直面から後方に30°まで倒した状態、スライド機構を有する場合には間げきが最小となる状態とする。また、前方の座席と向かい合っている座席にあっては、400mm以上の間げきがなければならないものとする。

(略)

#### 4 - 103 最大積載量

(1) (略)

(2) 最大積載量の算定については、次により行うものとする。(細目告示第81条第2

に30°まで倒した状態、スライド機構を有する場合には間劇が最小となる状態とする。また、前方の座席と向かい合っている座席にあっては、400mm以上の間げきがなければならないものとする。

(略)

#### 4 - 98 - 7 従前規定の適用

(略)

##### 4 - 98 - 7 - 1 性能要件

(1)、(2) (略)

(3) 乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車で車掌を乗務させないで運行することを目的とするもの(被牽引自動車を除く。)は、(1)及び(2)の規定によるほか、次の基準(路線を定めて定期に運行する乗車定員30人以上の旅客自動車運送事業用自動車で立席定員のないもの)にあっては から までの基準、路線を定めて定期に運行する乗車定員29人以下の旅客自動車運送事業用自動車で立席定員のないもの)にあっては から まで及び の基準、路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車以外のもの)にあっては、 、 及び の基準)に適合しなければならない。

(略)

乗降口の扉(運転者席に近接した乗降口の扉で運転者が直接に開閉の状態を確認できるものを除く。)を閉じた後でなければ発車することができない構造のものであり、かつ、その開閉の状態を運転者席の運転者に表示する灯火その他の装置を備えたものであること。この場合において、運転者席前縁から20cmの位置を含み、車両中心面に直交する鉛直面より乗降口の開口部の前縁が後方にある乗降口は、「運転者席に近接した乗降口」とされないものとし、「発射することのできない構造」の解除装置を備えた場合であって、当該解除装置が運転者席において操作することのできるものは、この基準に適合しないものとする。

~ (略)

(4) 乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車は、(1)の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。

旅客の用に供する座席の前縁とその前方の座席、隔壁等との間げきは、200mm以上であること。この場合において、「間げき」は、座席の前縁の高さにおける座席の前縁からその前方の座席の背あての後縁、隔壁等(局部的な突出部を除く)までの最短水平距離とし、運転者席(運転者席と一体となって作動する座席又は並列な座席を含む。)がリクライニング機構を有する場合には背もたれを鉛直面から後方に30°まで倒した状態、スライド機構を有する場合には間劇が最小となる状態とする。また、前方の座席と向かい合っている座席にあっては、400mm以上の間げきがなければならないものとする。

(略)

#### 4 - 103 最大積載量

(1) (略)

(2) 最大積載量の算定については、次により行うものとする。(細目告示第81条第2

項第 1 号関係、細目告示第 159 条第 2 項第 1 号関係)

(略)

乗用自動車又は乗合自動車から貨物自動車に用途の変更を行う場合の最大積載量の算定(特種用途自動車に最大積載量を指定する場合を含む。)については、アによるほか、次により行うものとする。

ア (略)

イ 米国連邦自動車安全基準又はカナダ自動車安全基準に適合している旨のラベルにより車両総重量及び軸重の許容限度が表示されている自動車にあっては、当該許容限度(最大積載量の許容限度も表示されている場合には、最大積載量の許容限度を含む。)を超えない範囲で指定する。

ウ~オ (略)

(3)~(11) (略)

#### 5 - 18 大型特殊自動車等の制動装置

##### 5 - 18 - 2 - 2 視認等による審査

(略)

##### 5 - 18 - 3 欠番

##### 5 - 18 - 4 適用関係の整理

(略)

#### 5 - 26 車枠及び車体

##### 5 - 26 - 1 性能要件(視認等による審査)

(1)~(6) (略)

(7) 自動車の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離(空車状態の自動車を平坦な面に置き巻尺等を用いて車両中心線に平行に計測した長さをいう。以下同じ。)は、視認等その他適切な方法により審査したときに、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距の 2 分の 1 (物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあっては 3 分の 2、その他の自動車のうち小型自動車にあっては 20 分の 11) 以下でなければならない。ただし、大型特殊自動車であって、操向する場合に必ず車台が屈折するもの又は最高速度 35km/h 未満のもの及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 18 条第 1 項第 3 号関係、細目告示第 178 条第 6 項)

(8)、(9) (略)

#### 5 - 83 警音器

##### 5 - 83 - 2 - 1 テスタ等による審査

(1) 自動車の警音器は、警報音を発生することにより他の交通に警告することができ、かつ、その警報音が他の交通を妨げないものとして音色、音量等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 43 条第 3 項関係、細目告示第 219 条第 2 項関係)

項第 1 号関係、細目告示第 159 条第 2 項第 1 号関係)

(略)

乗用自動車又は乗合自動車から貨物自動車に用途の変更を行う場合の最大積載量の算定(特種用途自動車に最大積載量を指定する場合を含む。)については、アによるほか、次により行うものとする。

ア (略)

イ 米国連邦自動車安全基準に適合している旨のラベルにより車両総重量及び軸重の許容限度が表示されている自動車にあっては、当該許容限度(最大積載量の許容限度も表示されている場合には、最大積載量の許容限度を含む。)を超えない範囲で指定する。

ウ~オ (略)

(3)~(11) (略)

#### 5 - 18 大型特殊自動車等の制動装置

##### 5 - 18 - 2 - 2 視認等による審査

(略)

##### 5 - 18 - 4 適用関係の整理

(略)

#### 5 - 26 車枠及び車体

##### 5 - 26 - 1 性能要件(視認等による審査)

(1)~(6) (略)

(7) 自動車の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離(空車状態の自動車を平坦な面に置き巻尺等を用いて車両中心線に平行に計測した長さをいう。以下同じ。)は、視認等その他適切な方法により審査したときに、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距の 2 分の 1 (物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあっては 3 分の 2、その他の自動車のうち小型自動車にあっては 20 分の 11) 以下でなければならない。ただし、大型特殊自動車であって、操向する場合に必ず車台が屈折するもの又は最高速度 35km/h 未満のもの及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 18 条第 1 項第 3 号関係、細目告示第 22 条第 6 項関係、細目告示第 100 条第 6 項関係)

(8)、(9) (略)

#### 5 - 83 警音器

##### 5 - 83 - 2 - 1 テスタ等による審査

(1) 自動車の警音器は、警報音を発生することにより他の交通に警告することができ、かつ、その警報音が他の交通を妨げないものとして音色、音量等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 43 条第 3 項関係、細目告示第 63 条第 2 項関係、細目告示第 141 条第 2 項関係)

(略)  
(2) (略)

**5 - 89 直前直左鏡**  
**5 - 89 - 1 装備要件**

自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席において高さ1m直径30cmの円柱であって次表に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあつては、この限りでない。（保安基準第44条第5項関係、細目告示第224条第7項関係）

自動車	障害物
(1) 小型自動車、軽自動車及び普通自動車（(2)の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）	当該自動車の前面から0.3mの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から0.3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にあるもの
(2) 車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車であって原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの（乗車定員11人以上の自動車、その形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車、原動機が運転者室の側方にあるワンサイドキャブ型自動車、原動機が運転者室又は客室の後方にあるトラッククレーン等を除く。）	当該自動車の前面から2mの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にあるもの

(参考図) 視界の範囲 (略)

**5 - 103 最大積載量**

(1) (略)  
(2) 最大積載量の算定については、次により行うものとする。（細目告示第237条第2項第1号関係）

(略)

乗用自動車又は乗合自動車から貨物自動車に用途の変更を行う場合の最大積載量の算定（特種用途自動車に最大積載量を指定する場合を含む。）については、アによるほか、次により行うものとする。

ア (略)

イ 米国連邦自動車安全基準又はカナダ自動車安全基準に適合している旨のラベルにより車両総重量及び軸重の許容限度が表示されている自動車にあつては、当該許容限度（最大積載量の許容限度も表示されている場合には、最大積載量の許

(略)  
(2) (略)

**5 - 89 直前直左鏡**  
**5 - 89 - 1 装備要件**

自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席において高さ1m直径30cmの円柱であって次表に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあつては、この限りでない。（保安基準第44条第5項関係、細目告示第224条第7項関係）

自動車	障害物
(1) 小型自動車、軽自動車及び普通自動車（(2)の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）	当該自動車の前面から0.3mの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から0.3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にあるもの、かつ当該自動車に接しているもの
(2) 車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車であって原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの（乗車定員11人以上の自動車、その形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車、原動機が運転者室の側方にあるワンサイドキャブ型自動車、原動機が運転者室又は客室の後方にあるトラッククレーン等を除く。）	当該自動車の前面から2mの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にあるもの、かつ当該自動車に接しているもの

(参考図) 視界の範囲 (略)

**5 - 103 最大積載量**

(1) (略)  
(2) 最大積載量の算定については、次により行うものとする。（細目告示第237条第2項第1号関係）

(略)

乗用自動車又は乗合自動車から貨物自動車に用途の変更を行う場合の最大積載量の算定（特種用途自動車に最大積載量を指定する場合を含む。）については、アによるほか、次により行うものとする。

ア (略)

イ 米国連邦自動車安全基準に適合している旨のラベルにより車両総重量及び軸重の許容限度が表示されている自動車にあつては、当該許容限度（最大積載量の許容限度も表示されている場合には、最大積載量の許容限度を含む。）を超えな

容限度を含む。)を超えない範囲で指定する。

ウ~オ (略)

(3)~(11) (略)

#### 別添1 改造自動車審査要領

改造自動車審査要領

1.~3. (略)

4.届出

(1) 改造自動車の製作者、施工者等(以下本要領において「届出者」という。)は、改造自動車を製作した場合若しくは製作しようとする場合又は自動車の改造を行う場合には、改造自動車届出書(以下本要領において「届出書」という。)改造概要等説明書(以下「説明書」という。)及び添付資料を改造内容等に応じ別表に掲げる届出先の区分のうち、改造自動車については最寄りの検査部長又は事務所長(以下本要領において「事務所長等」という。)に届出するものとする。ただし、改造内容が複数となる場合であって、届出先が検査部長及び事務所長になるものは、検査部長に届出するものとする。

なお、届出者は、改造自動車に係る改造等の内容に責任を有するものが行うものとする。

(2) (略)

5.~9. (略)

#### 別添2 並行輸入自動車審査要領 (別紙のとおり)

附 則(平成17年2月22日検査法人規程第15号)

この規程は、平成17年2月22日から施行する。

ただし、2-13、3-3-4、3-4-5及び別添2の規定については、この改正規定にかかわらず、平成17年3月31日までは、なお従前の例による。

また、3-3-15の規定は平成17年4月1日から施行する。

い範囲で指定する。

ウ~オ (略)

(3)~(11) (略)

#### 別添1 改造自動車審査要領

改造自動車審査要領

1.~3. (略)

4.届出

(1) 改造自動車の製作者、施工者等(以下「届出者」という。)は、改造自動車を製作した場合若しくは製作しようとする場合又は自動車の改造を行う場合には、改造自動車届出書(以下「届出書」という。)改造概要等説明書(以下「説明書」という。)及び添付資料を改造内容等に応じ別表に掲げる届出先の区分のうち、改造自動車については最寄りの検査部長又は事務所長(以下「事務所長等」という。)に届出するものとする。ただし、改造内容が複数となる場合であって、届出先が検査部長及び事務所長になるものは、検査部長に届出するものとする。

なお、届出者は、改造自動車に係る改造等の内容に責任を有するものが行うものとする。

(2) (略)

5.~9. (略)

#### 別添2 並行輸入自動車審査要領 (略)

審査事務規程の一部改正（平成17年2月22日検査法人規程第15号）（第26次改正）  
正 誤 表

平成17年2月22日施行

正	誤
<p>附 則（平成17年2月22日検査法人規程第15号） この規程は、平成17年2月22日から施行する。 ただし、2-13、3-3-4、3-4-5及び別添2の規定については、この改正規定にかかわらず、平成17年3月31日までは、<u>なお従前の例による</u>ことができる。 また、3-3-15の規定は平成17年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則（平成17年2月22日検査法人規程第15号） この規程は、平成17年2月22日から施行する。 ただし、2-13、3-3-4、3-4-5及び別添2の規定については、この改正規定にかかわらず、平成17年3月31日までは、<u>なお従前の例による</u>。 また、3-3-15の規定は平成17年4月1日から施行する。</p>